

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤田 剛二

|                   |                       |  |
|-------------------|-----------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 山陽小野田市<br>(35216)     |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 埴生地区(福田)<br>(下福田・上福田) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年1月16日<br>(第1回)    |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

福田集落については、圃場整備事業が実施されており、主要な農地は水稻を中心に耕作されているが、山際については、耕作されていない農地も散見される。  
圃場整備事業完了から、かなりの年数が経過しており、水路等が経年劣化により営農に支障をきたしている箇所もあるので、改修が必要である。また、耕作者が高齢化しており、後継者がいないため、次世代の担い手確保が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当集落においては、営農組合が存在しているため、営農組合を中心に水稻や麦などの土地利用型農業を中心にを行い、施設園芸や露地野菜などの高収益作物の導入も検討していく。  
耕作が困難な山際等は有害鳥獣対策として緩衝地帯として整備していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 47.28 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 47.28 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                       |
| 農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。    |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                       |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。        |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                        |
| 担い手の確保ができれば、水路改修等の必要な整備をしていきたい。                        |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                   |
| 市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                    |
| JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポシ)や草刈りアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                              |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等              | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、柵の管理や被害状況の確認等の体制を整える。

④施設園芸や露地野菜の栽培も検討していく。

⑦山際の農地については、保全・管理を検討する。